〇長崎市歌の使用に関する要綱

令和５年４月２０日

告示第２１５号

（趣旨）

第１条　この要綱は、長崎市歌（昭和８年１２月制定。以下「市歌」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用の基準）

第２条　市歌の使用に当たっては、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

⑴　市歌を改変しないこと。

⑵　市歌に商標権を設定しないこと。

⑶　法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある使用をしないこと。

⑷　本市の信用又は品位を害し、又は害するおそれがある使用をしないこと。

⑸　第三者の利益を害し、又は害するおそれがある使用をしないこと。

⑹　政治又は宗教活動に該当し、又は該当するおそれがある活動に使用しないこと。

⑺　社会的な非難を受け、又は受けるおそれがある使用をしないこと。

２　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市歌の使用を中止させることができる。この場合において、当該中止により損害が生じることがあっても、本市は、その責めを負わない。

⑴　前項各号に掲げる基準のいずれかに違反したとき。

⑵　長崎市暴力団排除条例(平成２４年長崎市条例第５９号)第１２条に規定する暴力団員又は暴力団関係者が使用したとき。

⑶　前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

　（費用）

第３条　市歌を使用する費用は、無料とする。

（事故、苦情等の処理）

第４条　市歌の使用に関して、事故、苦情等が発生した場合は、市歌を使用する者がその責任のもと必要な措置を講じるものとし、本市は、その責めを負わない。

（委任）

第５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

　この要綱は、告示の日から施行する。